土木交通·警察·企業常任委員会資料 2 令 和 4 年 (2022 年) 8 月 9 日 土 木 交 通 部 建 築 課 建 築 指 導 室

滋賀県建築基準条例等の一部改正について

1. 改正内容

・建築基準法の一部改正により、特定行政庁が建築・存続の許可をした応急仮設建築物等について、当該許可の期間を超えて使用する特別の必要がある場合に、当該許可の期間を延長することができる規定が新たに創設され、<u>法律の項ずれが生じることから</u>所要の整理を行うもの。

2. 改正の経緯

・「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(R4.3.4 閣議決定)により建築基準法が一部改正された。

(令和4年5月20日公布、令和4年5月31日施行)

3. 改正の概要

- (1) 建築基準法の改正概要
 - ・現状:仮設建築物等については、恒久的な建築物と異なり一部の法適用が除外。 存続期間は最長2年3か月。
 - ・支障:近年の災害の頻発化、激甚化等に伴い、庁舎、医療施設、応急仮設住宅等の仮 設建築物の存置期間が2年3か月では対応が困難となる場合がある。
 - ・改正:特定行政庁が安全上、防火上支障がなく、公益上やむを得ないと認めた応急仮 設建築物等は、1年ごとに存続期間を延長することを可能とする規定の創設。
 - ・効果: 許可の延長規定を新設することにより、地域の災害の状況等に応じた対応が可能となり、円滑な災害復旧・復興等に資する。
- (2) 関係する条例の改正概要
 - 1)滋賀県建築基準条例

法の一部改正に伴う項ずれの対応 (第36条の2関係)

- 2) 滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例 法の一部改正に伴う項ずれの対応 (別表 15 項関係)
- 3) 滋賀県使用料および手数料条例 法の一部改正に伴う項ずれの対応 (別表(43)、注3関係)
- 4) 滋賀県流域治水の推進に関する条例 法の一部改正に伴う項ずれの対応 (第14条 (3) 関係)

4. その他

- ・建築基準条例について、大津市の区域においては大津市建築基準条例が適用される。
- ・大津市建築基準条例における同等部分は、9月議会で改正される予定。

応急仮設建築物の存続期間の延長を可能とする見直し (建築基準法)

建築基準法

○応急仮設建築物は、

現

行

応急の必要性の観点から、恒久的な建築物と 異なり、建築基準法令の規定のうち、

建築確認申請の手続や構造・規模に係る規定等 の適用が除外されている一方、

その存続期間は、最長2年3か月(エ事完了から3か月+特定行政庁の許可により2年)とされている。

存続 期間 エ事完了 特定行政庁の許可 最長2年3か月 2年

支障

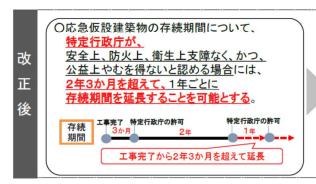
となる場合がある。

○近年、災害の頻発化・激甚化等に伴い、 仮設の庁舎や医療施設等の応急仮設建築物 に代わる恒久的な建築物の設置や 建築基準に適合させる改修を 2年3か月以内に終えることが困難











〇期間延長の対象となる建築物

- ・応急仮設建築物、災害救助用建築物、災害があった場合において用途変更して公益的 建築物として使用する当該公益的建築物が対象。また、「コロナ禍の状況に対応するた めの仮設の施設」も考えられる。
- ・延長申請に際して原則、建築審査会の同意が必要。ただし、官公署、病院、学校その他 の公益上特に必要なものとして国土交通省令で定める用途である応急仮設建築物等は 不要。

【建築基準法改正にかかる条項】

旧新	
法第85条第4項(応急仮設建築物の許可)	法第85条第4項(応急仮設建築物の許可)
(新設)	法第85条第5項(応急仮設建築物の延長許可)
法第85条第5項(仮設興行場等の許可)	法第85条第6項(仮設興行場等の許可)
法第85条第6項(国際興行場等の許可)	法第85条第7項(国際興行場等の許可)

法第87条の3第4項(用途変更で災害救助用	法第87条の3第4項(用途変更で災害救助用			
建築物等とする許可)	建築物等とする許可)			
(新設)	法第87条の3第5項(用途変更で災害救助用			
	建築物とした建物の延長許可)			
法第87条の3第5項(用途変更で仮設興行場	法第87条の3第6項(用途変更で仮設興行場			
等とする許可)	等とする許可)			
法第87条の3第6項(用途変更で国際興行場	法第87条の3第7項(用途変更で国際興行場			
等とする許可)	等とする許可)			

滋賀県建築基準条例等の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和4年法律第44号)による建築基準法(昭和25年法律第201号)の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県建築基準条例(昭和47年滋賀県条例第26号)等の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 次に掲げる条例について、建築基準法の一部改正による条項の移動に伴い、必要な規定の整理を行うこととします。
 - ア 滋賀県建築基準条例
 - イ 滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成18年滋賀県条例第 71号)
 - ウ 滋賀県使用料および手数料条例(昭和24年滋賀県条例第18号)
 - エ 滋賀県流域治水の推進に関する条例(平成26年滋賀県条例第55号)
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。
- (3) その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県建築基準条例新旧対照表(第1条関係)

IΒ	新			
第1条~第36条 省略	第1条~第36条 省略			
(適用除外)	(適用除外)			
第36条の2 省略	第36条の2 省略			
2 この条例の規定は、法第85条第5項もしくは第6項の規定による許	2 この条例の規定は、法 <u>第85条第6項もしくは第7項</u> の規定による許			
可を受けた仮設興行場等、法 <u>第87条の3第5項</u> の規定による許可を受	可を受けた仮設興行場等、法 <u>第87条の3第6項</u> の規定による許可を受			
けた興行場等または <u>同条第6項</u> の規定による許可を受けた特別興行場	けた興行場等または <u>同条第7項</u> の規定による許可を受けた特別興行場			
等については、適用しない。	等については、適用しない。			
第36条の3~第37条 省略	第36条の3~第37条 省略			
付則 省略	付則 省略			

旧	旧 新					
本則・付則 省略	本則・付則 省略					
別表(第2条関係)	別表(第2条関係)					
(1)~(14) 省略	(1)~(14) 省略					
(15) 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下この項 栗東市、甲賀	(15) 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下この項 栗東市、甲賀					
において「法」という。)および建築基準法施行令 市、野洲市、湖	において「法」という。)および建築基準法施行令 市、野洲市、湖					
(昭和25年政令第338号。以下この項において「政 南市、高島市、	(昭和25年政令第338号。以下この項において「政 南市、高島市、					
令」という。)ならびに滋賀県建築基準条例(昭和4米原市および町	令」という。)ならびに滋賀県建築基準条例(昭和4米原市および町					
7年滋賀県条例第26号。以下この項において「条例」	7年滋賀県条例第26号。以下この項において「条例」					
という。)ならびに法および条例の施行のための規	という。) ならびに法および条例の施行のための規					
則に基づく事務のうち、次に掲げる事務	則に基づく事務のうち、次に掲げる事務					
ア〜ウ 省略	ア〜ウ 省略					
エ 法第6章に規定する事務のうち、次に掲げる事	エ 法第6章に規定する事務のうち、次に掲げる事					
務	務					
(ア) 法 <u>第85条第5項および第6項</u> の規定による	(ア) 法 <u>第85条第6項および第7項</u> の規定による					
仮設興行場等の建築の許可に係る申請の受付	仮設興行場等の建築の許可に係る申請の受付					
(イ)~(オ) 省略	(イ)~(オ) 省略					
(カ) 法 <u>第87条の3第5項および第6項</u> の規定に	(カ) 法 <u>第87条の3第6項および第7項</u> の規定に					
よる興行場等および特別興行場等としての使	よる興行場等および特別興行場等としての使					
用の許可に係る申請の受付	用の許可に係る申請の受付					
オ~キ 省略	オ~キ 省略					

(15)の2~(76) 省略

| (15)の2~(76) 省略

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表(第3条関係)

位員示区川村やより・子数村木内州山内無数(第3木内州) 						
旧	新					
本則・付則 省略	本則・付則 省略					
別表第1~別表第42 省略		別表第1~別表第42 省略				
別表第43			別表第43			
建築基準法に基づく事務手数料		建築基準法に基づく事務手数料				
区分	金額		区分	金額		
(1)~(30) 省略		(1)~(30) 省略			
(31) 法 <u>第85条第5項</u> の規定に基づく仮設興行	130,000円	(3	1) 法 <u>第85条第6項</u> の規定に基づく仮設興行	130,000円		
場等の建築の許可の申請に対する審査の手数			場等の建築の許可の申請に対する審査の手数			
料			料			
(31)の2 法 <u>第85条第6項</u> の規定に基づく仮設	150,000円	(3	1)の2 法 <u>第85条第7項</u> の規定に基づく仮設	150,000円		
興行場等の建築の許可の申請に対する審査の		興行場等の建築の許可の申請に対する審査の				
手数料		手数料				
(32)~(40)の4 省略		(3	2)~(40)の4 省略			
(40)の5 法 <u>第87条の3第5項</u> の規定に基づく	130,000円	(4	0)の5 法 <u>第87条の3第6項</u> の規定に基づく	130,000円		
興行場等としての使用の許可の申請に対する			興行場等としての使用の許可の申請に対する			
審査の手数料			審査の手数料			
(40)の6 法 <u>第87条の3第6項</u> の規定に基づく	150,000円	(4	0)の6 法 <u>第87条の3第7項</u> の規定に基づく	150,000円		
特別興行場等としての使用の許可の申請に対			特別興行場等としての使用の許可の申請に対			
する審査の手数料			する審査の手数料			

(41)~(49) 省略

注1・2 省略

3 (2)の項イ((3)の項イにおいて算定する場合を含む。)の非住宅部分の床面積の合計は、建築物の増築または改築をする場合において、当該建築物について建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第2号に規定するエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要しない既存部分(建築物の増築または改築をする部分以外の部分をいう。以下同じ。)があるときは、当該既存部分以外の部分の床面積について算定する。

4~8 省略

別表第43の2~別表第71 省略

(41)~(49) 省略

注1・2 省略

3 (2)の項イ((3)の項イにおいて算定する場合を含む。)の非住宅部分の床面積の合計は、建築物の増築または改築をする場合において、当該建築物について建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律<u>第2条第1項第2号</u>に規定するエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要しない既存部分(建築物の増築または改築をする部分以外の部分をいう。以下同じ。)があるときは、当該既存部分以外の部分の床面積について算定する。

4~8 省略

別表第43の2~別表第71 省略

旧

第1条~第13条 省略

(浸水警戒区域における建築物の建築の制限)

- 第14条 浸水警戒区域内において、住居の用に供する建築物または高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校もしくは医療施設(規則で定めるものに限る。以下「社会福祉施設等」という。)の用途に供する建築物の建築(移転を除く。以下同じ。)をしようとする建築主は、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
 - (1)・(2) 省略
 - (3) 建築基準法<u>第85条第5項</u>の規定の適用を受ける仮設建築物の建築 をしようとする場合
 - (4) 省略
- 2 3 省略

第15条以下 省略

第1条~第13条 省略

(浸水警戒区域における建築物の建築の制限)

- 第14条 浸水警戒区域内において、住居の用に供する建築物または高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校もしくは医療施設(規則で定めるものに限る。以下「社会福祉施設等」という。)の用途に供する建築物の建築(移転を除く。以下同じ。)をしようとする建築主は、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
 - (1) (2) 省略
 - (3) 建築基準法<u>第85条第6項</u>の規定の適用を受ける仮設建築物の建築 をしようとする場合
 - (4) 省略
- 2 3 省略

第15条以下 省略

新